

中央市週休2日適用工事実施要綱の運用基準

第2条関係

- 1 第2号の「現場に継続して常駐する日」とは、適用工事の直接工事費に計上されている工事種別及び工事細別について工事を着手する日をいう。

第4条関係

- 1 第1項第2号における協議は、工事打合簿において行うこと。
- 2 第2項の規定による適用工事の明示の方法は、一般競争入札においては特記仕様書及び入札公告、指名競争入札及び随意契約においては特記仕様書とする。

第5条関係

- 1 第2項の「別に定める週休2日現場閉所計画書」は、別紙の参考様式1とする。
- 2 第3項における報告は、工事打合簿において行うこと。
- 3 第4項の「別に定める週休2日現場閉所実績書」は、別紙の参考様式1とし、「週休2日現場閉所実績集計表」は、別紙の参考様式2とする。
- 4 第4項における提出は、工事打合簿において行うこと。
- 5 第5項の規定により、適用工事である旨を工事現場において公衆の見やすい場所に掲示する場合は、A3版より大きいサイズの掲示物とすること。
- 6 受注者の責によらず工期内に適用工事を完成することができないと判断した場合は、中央市建設工事標準請負契約約款の規定による工期の延長変更を請求することができるものとする。また、受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、中央市工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき適切に対応すること。

第7条関係

- 1 工事成績評定に加点又は減点を行う考査項目は、中央市建設工事等成績評定要領(平成20年訓令第15号)に定める中央市建設工事成績評定書(様式第1号)の項目2施工状況の細則②工程管理とする。

第8条関係

- 1 適用工事の予定価格の算定に当たっては、国又は山梨県が定める補正係数若しくは適用工事の設計金額の積算に用いた基準等(以下「基準等」という。)に定める補正係数のうち、第6条第1項第2号に定める通期の4週8休以上の補正係数を乗じて算出する。ただし、基準等に通期の4週8休以上の補正係数を定めていない場合は、基準等において定める予定価格の算定方法により算出する。
- 2 現場閉所の評価において、第6条第1項第1号に定める通期の4週8休を達成できない場合は、基準等に定める補正係数により減額の変更を行うものとする。
- 3 現場閉所の評価において、第6条第1項第2号に定める月単位の4週8休を達成した場合は、基準等に月単位の4週8休以上の補正係数が定められている場合に限り、増額の変更を行うものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。